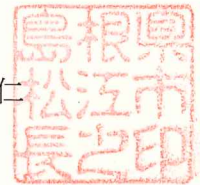


松江市告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項等の規定に基づき指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業所に対し指定の効力の一部を停止したので、同法第78条第3号等の規定により告示する。

令和8年6月30日

松江市長 上 定 昭 仁



1 介護保険事業所番号

3260190479

2 事業者の名称

社会福祉法人 敬仁会

3 事業所の名称及び所在地

名 称 訪問看護ステーションあんしん

所在地 島根県松江市佐草町2-2

4 処分内容及び期間

内 容 指定の効力の一部停止（3月間）

期 間 令和8年7月1日から令和8年9月30日まで

5 サービスの種類

訪問看護、介護予防訪問看護